

刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月6日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

### 香川県公安委員会規則第1号

刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年香川県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>第2条 香川県警察に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第199条第1項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員及び同法第201条の2第1項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。</p> <p><u>（1）～（3） 略</u></p> | <p>第2条 香川県警察に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第199条第1項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 香川県警察本部長の職にある者</p> <p>（2） 香川県警察本部の生活安全部、刑事部、交通部及び警備部に勤務する警部以上の階級にある警察官</p> <p>（3） 警察署に勤務する警部以上の階級にある警察官</p> |

#### 附 則

この規則は、令和6年2月15日から施行する。